# 

				で和り	4 ス		<del>ナ</del> ガ1	守有の扶負	を 控	(共 期)	<u> </u>	音		
所轄税務署長等		給与の	支払者				(7	リガナ)			あなたの生	明・大・昭   平・令	年 月	
		の名称	(氏名)				あな	たの氏名			世帯主の			従たる給与に いての扶養控 等申告書の提
	税務署長	給与の支払者 ※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。 の法人(個人)番号					あなた	あなたの個人番号						
	市区町村長	給 与 の の所在地						たの住所 (郵便番 は 居 所	号 -	)			配偶者 の有無	有・無
あな			 障害者に該当する	5同一生計配偶者	及び扶着	・親族がなく、	かつ、あな	 なた自身が障害者、第	裏婦、ひとり親又は	は勤労学生のい	ずれにも該当	しない場合には		<b>人</b> !入する必要はありませ.
	区分等	( 7	リ ガ ナ )	個	人	番号		老人扶養親族(昭29.1.1以前生)	令和5年中の		<b>子である親族</b>		て は 居 所	異動月日及び事 (令和5年中に異動があっ) 場合に記載してください (以下同じです。)。
		氏	名	あなたとの続札	あなたとの続柄 生年月日		日	特定扶養親族 (平13.1.2生~平17.1.1生)	所得の見積額	生計を一にする事実			7	
	源 泉 控 除									(該当する場合は○	印を付けてくださ	(N,°)		
	(注1)				明·大 昭·平	•	•		円					
ら 控		1						□ 同居老親等 □ その他		□ 留学 □ 障害者	歳未満又は70歳以	从上		
		1			明·大 昭·平	•	•	□ 特定扶養親族	円	□ 38万円以上の				
		2		***				□ 同居老親等 □ その他		□ 留学 □ 障害者	歳未満又は70歳以	以上		
	控除対象 3 扶養親族				明・大 昭・平	•	•	□ 特定扶養親族	円	□ 38万円以上6				
	(16歳以上) (平20.1.1以前生)	3		111111111111111111111111111111111111111				□ 同居老親等 □ その他		□ 留学 □ 障害者	歳未満又は70歳以	以上		
					明·大 昭·平	•	•	□ 特定扶養親族	円	□ 38万円以上の				
3		4		111111111111111111111111111111111111111				□ 同居老親等 □ その他		□ 16蔵以上30扇 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の	表未満又は70歳以	X.E.		
					明·大昭·平	•	•	□ 特定扶養親族	円					用料目目取物表
		□ 障害者	区分 該当者	本 人 同一配偶者	生 計 (注2) 扶	養親族 5	婦婦	障害者又は劉矢	学生の内容(この相	闌の記載に当たって	は、裏面の 2 言	己載についてのご注意	意」の(8)をお読みくださ	い。) 異動月日及び事
(	障害者、寡婦、 ひとり親又は		一般の障害者				とり親							
	勤労学生		特別障害者				労学生	(注)1 源泉控除対象	を配偶者とは、所得者(イ	<b>合和5年中の所得の</b>	見積額が900万円	以下の人に限ります。	)と生計を一にする配偶	
		トの数火土フ	同居特別障害者 項目及び欄にチェックを作	+/+ ( )th/+/+#:₩+	7 壮 亲 却 壮	(人)	/+i*:	支払を受ける人 2 同一生計配係	及び白色事業専従者を  場者とは、所得者と生計 *48万円以下の人をいい	除きます。) で、令和5 を一にする配偶者(青 、***	年中の所得の見積 青色事業専従者と	質額が95万円以下の丿 して給与の支払を受け	、をいいます。 る人及び白色事業専従	者(青色事業専従者として給与 É者を除きます。)で、令和5年中
_				もかわしの				<u> </u>			除を受け	る他の所得	者	田動日口立が古上
	也の所得者が	氏	名	続 柄 生	年月	П	住	所又は居	所	氏 名	る あなたとの	続柄 住所 7	スは居所	異動月日及び事由
	空除を受ける 夫養 親 族 等			明・大平・令	<u> </u>	•								
•				明·大 平·令										
)住	民税に関する	<b>事項</b> (この欄	は、地方税法第45	<del></del>	317条の3	· ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	、給与の支	払者を経由して市区	町村長に提出する糸	合与所得者の扶養	親族等申告書の	の記載欄を兼ねて	います。)	
		(フ 氏	リガナ) 名	個	人	番号	あな	はたと 続柄 生年月日	住 所	又は居	所	控除対象外国外扶 該当する場合は○印を付けて	養親族 令和5年	中の <sup>中の</sup> 異動月日及び事
	6歳未満の も養親族	1	71		1 1			平。				WA_17 № 181 (A C) FP (C [N] ()	、	円
(平20.1.2以後生)		2			1 1			平。						PI PI
	手当等を有する	氏	リガナ) 名	個	人	番 号	あるの	ばたと 続柄 生年月日	住所又	は居所	(該当する項目にチェ	で ある 親 族ックを付けてください。)		<sup>章害者</sup> 異動月日及び事
配偶者・扶養親加								明·大·昭 平·令			□ 配偶者 □ 30歳未満又は70歳↓	以上 □ 留学	Щ	] 一般 ] 特別



# 申告についてのご注意

- この申告書は、令和5年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
- この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動
- 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与だけでは源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者(特別) 控除や扶養控除、障害者等の控除の全額が控除しきれない場合には、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。 (4) 年末調整において、基礎控除又は配偶者(特別)控除の適用を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除
  - 申告書」又は「給与所得者の配偶者控除等申告書」を作成し、令和5年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払者 に提出する必要があります。

### 2 記載についてのご注意

- (1) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、年齢 16 歳未満の扶養親族又は退職手当等を有する配偶者・扶養親族のマイナンバー(個人番号)を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。 (2) 「給与の支払者の法人(個人)番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又はマイナンバー
- (個人番号)を記載してください
- 、『三たる給与』とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- (4) 控除対象扶養親族が同居を親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」にチェックを付けてください。 また、控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族」欄にチェックを付けてください。 (5) 「令和5 年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得の種
- が 日本市の所待の民権組工権には、収入金額等があめを経過することを担当することで、この場合、所待の程 類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額(例えば収入金額が 161 万 9 千円未満の場合には 55 万円(収入金額を限 度とします。)) を差し引いた金額が給与の所得の金額となります。 なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の
- 配当等などについては、源泉控除対象配偶者や扶養親族等の判定の基礎となる所得には含まれません。 (6) 源泉控除対象配偶者が非居住者(注)である場合には、「非居住者である親族」欄に〇印を付けてください。また、控除対象扶養 「開発の表現所は、対応に対し、対応に対している。」が応じません。 「関係対象状況 報族が非居住者であり、その非居住者の年齢が 16歳以上 30歳未満又は 70歳以上である場合には、「非居住者である療族」欄の 「16歳以上 30歳未満又は 70歳以上」にチェックを付け、その非居住者の年齢が 30歳以上 70歳未満で一定の要件を満たす人(下記 4⑤ロ(シ)に該当する人)である場合には、「非居住者である親族」欄の「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該
- 当する項目にチェックを付けてください。(注) 「非活は有くめる秩序」 (欄の「由チ」、「陸舌有」 スは「360円以上の文紙」の分ち該当する項目にチェックを付けてください。)。 (注) 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない人をいいます。 なお、非居住者である親族について、扶養控除等の適用を受けようとする場合の手続等の詳細は、国税庁ホームページの「国
- 外居住親族に係る扶養控除等の適用について」をご覧ください。 )「生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合に、年末調整時に、令和5年中にその親族に送金等をした金額の合計額を記載してください。

- ある同一生計配偶者若しくは年齢 16 歳未満の扶養親族をいいます。) を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内の 扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載し
- (0) 「住民税に関する事項」欄は、①扶養親族のうち年齢16歳未満の人を有する場合及び②退職手当等(源泉徴収されるものに限ります。以下(10)において同じです。)の支払を受ける配偶者(退職所得を除く所得の見積額が133万円以下である人に限ります。)又は扶養親族を有する場合並びに③寡婦又はひとり親に該当する場合(退職手当等の支払を受ける扶養親族を有する場合に限りま は放射を持ち、2013年では、大き親族では、大き親族であり、1000年では、1000年に を読み取ることで、詳しい記載のしかた等をご覧になれます。「住民税に関する事項」欄について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

類

万

類

- (1) 年の中途で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の中途で従たる給与を主たる給与に変更した人は、変更前の主たるの給与支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
- (2) 以下に掲げる親族が非居住者である場合には、その親族に係る「親族関係書類」(世・5) を派付してください。 また、その親族を控除対象扶養親族として、「非居住者である親族」欄の項目のうち「留学」にチェックを付けた場合には、その親族に係る「親族関係書類」に加えて「留学ビザ等書類」(世2、5) も添付してください。
- イ 扶養控除又は障害者控除の適用を受ける扶養親族ロ 源泉控除対象配偶者である配偶者
- ハ 障害者控除の適用を受ける同一生計配偶者
- ト 障害有空原の週用を受ける同一生訂能内容 さらに、年末調整において、上記イ又はれに該当する親族について扶養控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、令和5 年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに、その親族と生計を一にする事実(送金額等)を記載した扶養控除等申告書を別 途作成し、「送金関係書類」(<sup>(23,5)</sup>) (その親族を控除対象扶養親族として、「非居住者である親族」欄の項目のうち「38万円以上の 支払」にチェックを付けた場合には、「38万円送金書類」(<sup>(24,5)</sup>) を添付した上で提出するか、あるいはこの申告「30「生計を一 にする事実」欄又は「障害者又は勤労学生の内容」欄に送金額等を追記し、「送金関係書類」(その親族を控除対象扶養親族として、「非 居住者である親族」欄の項目のうち「38万円以上の支払」にデェックを付けた場合には、「38万円送金書類」)を添付した上で提出してください(上記口に該当する配偶者について配偶者(特別) 控除の適用を受ける場合には、その配偶者と生計を一にする事実を記載した「給与所得者の配偶者控除等申告書」に「送金関係書類」を添付し提出する必要があります。)。 (注) 1 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの親族であることを証するものをいい
- ます。
  - ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券 (パスポート) の写し ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類 (その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに

- 「留学ビザ等書類」とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住 者が外国における留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しな なった旨を証するものをいいます。
- 外国における査証 (ビザ) に類する書類の写し
- 外国における在留カードに相当する書類の写し
- 3 「送金関係書類」とは、次の書類であなたがその非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要 の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。
- 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたからその親族に支払をしたことを明ら かにする書類
- (2) )、いわゆるグレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示して その親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したことを明らかにする 書類
- | 「38万円送金書類」とは、「送金関係書類」のうち、あなたからその非居住者である親族各人への令和5年中における 生活費又は教育費に充てるための支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。
- 「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」又は「38万円送金書類」が外国語により作成されている場合には 訳文も添付する必要があります。
- (3) あなたが、勤労学生である場合(専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生の場合に限ります。)には、文部科学大 臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。

## 4 扶養親族等の範囲

【①同一生計配偶者】 所得者(この申告書を提出する人をいいます。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支 払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和5年中の所得の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の 収入金額が103万円以下)の人

【②控除対象配偶者】 ①の同一生計配偶者のうち、令和5年中の所得の見積額が1,000万円以下である所得者の配偶者

【③源泉控除対象配偶者】 所得者(令和5年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色 事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和5年中の所得の見積額が95万円以下(給与 所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円以下)の人

(注) 夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

【④扶養親族】 所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除き ます。)、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、令和5年中の所得の見積額が48万円以下の人

- 【**⑤控除対象扶養親族**】 ④の扶養親族のうち、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に該当する人 イ 扶養親族が居住者の場合 年齢 16 歳以上の人(平成 20 年 1 月 1 日以前に生まれた人)
- 扶養親族が非居住者の場合 次のいずれかに該当する人
- (イ) 年齢16歳以上30歳未満の人(平成6年1月2日から平成20年1月1日までの間に生まれた人)
- (ロ) 年齢70歳以上の人(昭和29年1月1日以前に生まれた人)
- (v) 年齢 30 歳以上 70 歳未満の人(昭和 29 年 1 月 2 日から平成 6 年 1 月 1 日までの間に生まれた人) のうち、「留学により国 内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和5年中において生活費又は教育費に充てるための 支払を 38 万円以上受けている人 |

【⑥特定扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢 19 歳以上 23 歳未満の人(平成 13 年 1 月 2 日から平成 17 年 1 月 1 日ま での間に生まれた人)

【⑦老人扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人(昭和29年1月1日以前に生まれた人)

【⑧同居老親等】 ⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を 常況としている人

【⑨障害者(特別障害者)】 所得者本人又はその①の同一生計配偶者や④の扶養親族で、次のいずれかに該当する人

- 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人・・・・・全て特別障害者になります。
- ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人・・・・・このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者にな ります。
- ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人・・・・・このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。
- 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人・・・・・このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別 障害者になります。
- ホ 戦傷病者手帳の交付を受けている人・・・・・このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの 人は、特別障害者になります
- へ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人・・・・・全て特別障害者になります。
- 常に就床を要し、複雑な介護を要する人・・・・・全て特別障害者になります。
- 精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上の人(昭和 34 年1月1日以前に生まれた人)で、市町村長、特別区の区長や福祉 事務所長からイ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人……このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障 害がある人は、特別障害者になります。

【⑩同居特別障害者】 ①の同一生計配偶者又は④の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一に するその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人

【⑪寡婦】 所得者本人で、次のいずれかに該当する人のうち、令和5年中の所得の見積額が500万円以下(給与所得だけの場合は、 給与の収入金額が6,777,778円以下)、かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人(⑫のひ とり親に該当する人を除きます。)

- 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、④の扶養親族を有する人
- ロ 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人

【⑫ひとり親】 所得者本人で、次の全てに該当する人のうち、令和5年中の所得の見積額が500万円以下、かつ、その所得者と 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人

- 現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人
- ロ その所得者と生計を一にする子(他の人の①の同一生計配偶者又は④の扶養親族とされている者を除き、令和5年中の総所 得金額等の見積額が48万円以下の子に限ります。)を有する人

【③勤労学生】 所得者本人で、次の全てに該当する人

- 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を 受ける訓練生であること
- ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下「給与所得等」といいます。)があること
- ハ 令和5年中の所得の見積額が75万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円以下)であって、そのうち給 与所得等以外の所得が10万円以下であること。